

「学校いじめ防止基本方針」

《南アルプス市立櫛形北小学校》

- I いじめ問題に対する基本的な考え方
- II いじめ対策の組織
- III 未然防止の取り組み
- IV 早期発見の取り組み
- V いじめへの対処
- VI その他の留意事項
- VII いじめ防止指導計画の作成

I いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ対策は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めていく。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために取り組んでいく必要がある。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定、国及び南アルプス市のいじめ防止等のための基本的な方針、および平成 30 年 9 月におこなわれた「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

(1) いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

(2) いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

(3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

(4) いじめは、様々な態様がある。

(5) いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題や「観衆」としてはやし立てたり、「傍観者」となったりすることも影響する。

(6) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

(7) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

(8) いじめは、解消後も注視が必要である。

(9) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。

(10) いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

Ⅱ いじめ対策の組織

1 「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

「いじめ対策委員会」の構成員

校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、学年主任、学級担任、養護教諭、他必要により関係者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員、民生児童委員、警察等）

「いじめ対策委員会」の役割

いじめの未然防止、早期発見、早期対応の中心的役割を担う。

定例の「いじめ対策委員会」は、学期に一回程度開催する。必要によりケース会議を開催する。

2 「重大事態に対処する組織」については、「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」を基に、教育委員会に重大事態の発生を報告した上で、教育委員会の指導のもと設置された組織と連携を図り、重大事態に係る調査等を実施するものとする。

Ⅲ 未然防止の取組

いじめ問題においては、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。

未然防止の基本は、自己有用感や自己肯定感を育みながら好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、児童が、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」に取り組むならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずである。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していく。また、家庭・地域への啓発を通じ、ネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組んでいく。

Ⅳ 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取る感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

日頃から、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。そのために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。

また、発達障害、日本語指導が必要な児童、性同一性障害、東日本大震災からの避難者など特に配慮が必要な児童には日常的に観察と支援を継続する。

早期発見のための手立て

- ①日々の観察 ②個人面談（児童対象）③本人からの相談
- ④周りの友達からの相談 ⑤保健室の様子 ⑥学習ノート、生活ノート、日記、連絡帳
- ⑦個別懇談（保護者対象） ⑧Q-Uの実施と考察 ⑨アンケート調査（学期末）
- ⑩保護者からの相談 ⑪地域の方からの情報

Ⅴ いじめへの対処

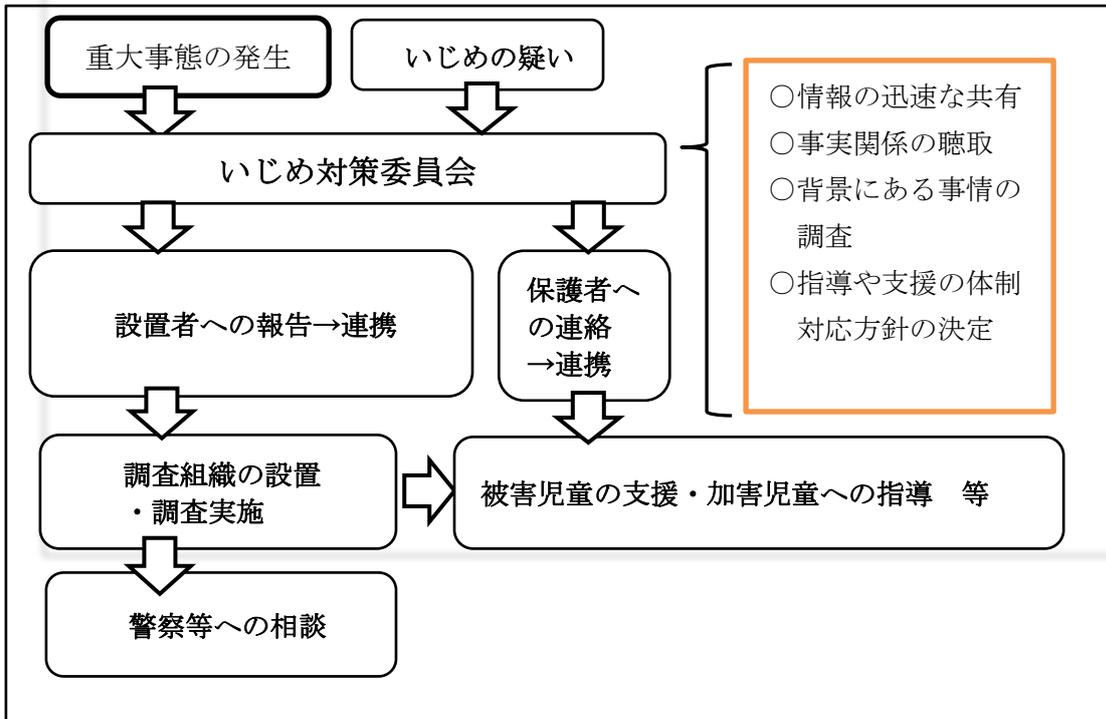
1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。そ

の際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応



いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連携を取り、所轄警察署と相談する。

3 いじめが「重大事態」と判断された場合の対応

重大事態とは

- (1) いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - (3) 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあったとき。
- (いじめ防止対策推進法)

(1) 重大事態発生時の報告

市教育委員会に重大事態の発生を報告し、指示を仰ぐ。

(2) 調査組織の設置と調査の実施

いじめの防止等の対策のための組織または教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。

※調査を行う組織については、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加える

など、公平性・中立性を確保する。

(3) 調査結果と事実関係の報告

市教育委員会へ調査結果と事実関係を報告すると共に、市教委及び調査組織と連携を図りながら被害児童及び保護者に事実関係の説明を行う。

(4) 被害児童の安全・安心を確保するための対処プランの策定と実施

市教育委員会、調査組織の助言を基に被害児童の安全・安心を確保すると共に、被害児童の支援を継続するための支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実施する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

児童がいじめに対して、傍観者とならず、担任をはじめとした教職員への報告など、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。

(6) 家庭との連携

学校で取り組んでいる対策について家庭に報告し、連携をとりながら支援を進めていく。

(7) 関係機関との連携

必要に応じてスクールカウンセラー、児童相談所、市教委、市の子育て支援課、民生委員など関係機関と連絡・情報交換など連携を図っていく。

VI その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ対策の組織」で情報を共有し、早期に組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。そのために、職員会議などで児童の様子について情報交換を行う機会を設定する。

2 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

3 校務の効率化

児童と向き合う時間の確保に努める。

4 学校評価

体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続することが大切である。

5 地域や家庭との連携について

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

6 相談支援体制の充実

校内では複数の教師がケースに応じて相談に乗れる体制を作っておく。

7 インターネットや携帯電話の使い方

大人が知らないところで重大事件となることがある。使い方については児童・保護者に講

演会や学習会などを開催して理解を促していくようにする。

8 いじめられた児童が自殺した場合の対応

亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、事案の当事者への指導や再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

VII いじめ防止指導計画の作成

※年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	児童情報交換会議	いじめ対策委員会①			教員研修	いじめ対策委員会②
防止対策	学級開き	事案発生時に緊急対応会議の開催				
		保護者会等で啓発	ネット防犯教室			教育相談機関
		SCとの連携				
早期発見	Q-Uの実施と結果の考察		いじめアンケート	個別懇談		教育相談機関
			学校評価			

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議			いじめ対策委員会③		いじめ対策委員会④	
防止対策	人権教室	事案発生時に緊急対応会議の開催				
			教育相談機関		学年懇談	
	SCとの連携					
早期発見	Q-Uの実施と結果の考察				教育相談機関	
		いじめアンケート	教育相談機関		いじめアンケート	
			学校評価			

※毎月の職員会議で、児童の様子について情報交換を行う。